

札幌市食品衛生管理認証制度衛生管理ネットワーク協議会運営規程

衛生管理ネットワーク協議会

平成 16 年 4 月 23 日 制定

平成 17 年 3 月 1 日 改正

平成 20 年 4 月 1 日 改正

平成 23 年 4 月 25 日 改正

平成 25 年 3 月 28 日 改正

平成 27 年 3 月 30 日 改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、札幌市食品衛生管理認証制度における衛生管理ネットワーク協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理念)

第 2 条 衛生管理ネットワーク協議会は、次の各項に定める理念にのっとり、その目的を果たすこととする。

- 1 私たちは食品や施設ごとに、それに見合った安全性を評価します。
- 2 私たちは公正な立場で札幌市食品衛生管理認証制度の普及に貢献します。
- 3 私たちは食品の衛生管理技術の向上に貢献します。もって当協議会は好ましい食生活の継続に貢献します。

(用語の定義)

第 3 条 この規程で使用する用語は、次の各項に定めるところによる。

1 会員

会員とは、衛生管理ネットワーク協議会に登録する法人をいう。

2 事務局

事務局とは、札幌市食品衛生管理認証制度事務局をいう。

(投票権)

第 4 条 会員は、1 票（1 法人 1 票）の投票権を持つ。

(守秘義務)

第 5 条 会員は、札幌市食品衛生管理認証制度における職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退会した後も、また、同様とする。

第 2 章 役員

(役員)

第 6 条 衛生管理ネットワーク協議会に代表及び副代表を 1 人並びに幹事 2 人を置く。

- 2 原則として、代表、副代表、幹事は、輪番制により、任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 執行部会

(構成)

第7条 執行部会は、代表、副代表、幹事及び事務局をもって構成する。

2 執行部会は、オブザーバーとして札幌市保健所職員の出席を求めることができる。

(機能)

第8条 執行部会は、次の各項に定める事項を決議する。

- 1 認証制度の普及啓発に関する事項
- 2 総会議案の作成に関する事項
- 3 要領の改変、要綱の見直しに関する事項
- 4 認証制度の運営に関する事項

(開催)

第9条 執行部会は、代表が必要と認めたときに、招集し開催する。

第4章 総会

(種別)

第10条 総会は、定期総会、臨時総会とする。

(構成)

第11条 総会の構成は、事務局及び会員をもって構成する。

2 総会は、オブザーバーとして札幌市保健所職員の出席を求めることができる。

(権能)

第12条 総会は、この規程に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(審議事項)

第13条 総会の審議事項は次の各項に定める事項とする。

- 1 前年度の事業報告及び決算報告の承認
- 2 認証制度における衛生管理ネットワーク協議会への登録の適正の可否、除名
- 3 認証制度における協賛ネットワークへの登録の適正の可否、除名
- 4 この規程の変更に係る事項
- 5 その他重要な事項

(開催)

第14条 定期総会は、年1回開催する。

2 臨時総会の開催は、次の各号の一に該当する場合に付議事項を示して、代表がこれを召集する。

(1) 代表が必要と認めたとき

(2) 協議会の会員総数の5分の1以上から会議の目的を示して召集の請求があったとき

(召集)

第15条 総会は代表が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表が行う。

(定足数及び議決)

第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催できない。

2 総会の議事は、特に重要な事項を除き、出席した会員数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 やむ得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。

4 衛生管理ネットワーク協議会及び協賛ネットワークへの登録の適正の可否は、出席した会員の全会一致を基本とする。

5 衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークに登録した者の除名は、出席した会員の3分の2以上の同意による。なお、衛生管理ネットワーク協議会の登録法人又は協賛ネットワークに登録した者が希望するときは、総会に出席させ、弁明の機会を与えなければならない。

6 第2項における特に重要な事項に該当するか否かは、出席した会員数の過半数をもって決定し、この内容については、会員の3分の2以上が出席した総会で、出席会員数の4分の3以上をもって決する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、次の各号に定める事項を記載した議事録を事務局が作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数、氏名及び委任者名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選定に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人1名が署名押印しなければならない。

第5章 雑則

(規程の変更)

第19条 この規程は、会員の3分の2以上が出席した総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経なければ、変更することができない。

(文書の管理)

第20条 衛生管理ネットワーク協議会の運営に係る要領、規程、指針等の文書の管理は事務局が行う。

(参与)

第21条 衛生管理ネットワーク協議会には、参与を設置することができる。

2 参与は、代表の求めに応じ、衛生管理ネットワーク協議会の運営等に関して助言を行

う。

3 参与は、組織の運営に関し、高い見識を有するもののうちから、執行部会の議決を経て、代表が委嘱する。

4 参与の委嘱期間は、当該参与を委嘱する代表の任期を超えない範囲で、代表が委嘱の都度、定めるものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が定める。

附則 この規程は、平成16年4月23日より施行する。

附則 この規程は、平成17年3月1日より施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成23年5月1日より施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。